

2026-27シーズン

B 2 クラブライセンス交付規則

第 1 章 総 則

第 1 条〔趣 旨〕

本交付規則は、B リーグ規約第11条に基づき、2026-27シーズンの B 2 リーグ参加資格であるクラブライセンス（以下「B 2 ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第 2 条〔定 義〕

本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、B リーグ規約において定義された意味を有する。

第 3 条〔遵守義務〕

- (1) B 2 ライセンスの交付を希望し申請を行った者（以下「B 2 申請者」という）および B 2 ライセンスを交付されたクラブ（以下「B 2 ライセンシー」という）ならびにそれらの役職員およびチームスタッフは、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) B 2 申請者および B 2 ライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) B 2 申請者および B 2 ライセンシーは、ライセンスの申請および取消しまたは制裁内容の決定に関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局、ライセンス審査会および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第 2 章 ライセンス

第 4 条〔ライセンスの効果〕

- (1) B 2 ライセンスはあくまで B 2 リーグに参加するために必要な資格に過ぎず、B 2 リーグに所属することを保証するものではない。B 2 リーグに所属するた

めには、B 2 ライセンスの付与を受け、かつ、B リーグ規約に定める入会審査に合格しなければならない。

- (2) 本交付規則によって交付される B 2 ライセンスは、2026－27シーズンの B 2 リーグ戦への参加資格である。

第5条〔B 2 ライセンスの付与／譲渡〕

- (1) B 2 申請者が、第6章に定めるライセンス審査基準を全て充足する場合は、B 2 ライセンスが交付される。
- (2) B 2 申請者および B 2 ライセンシーは、ライセンス申請者たる地位または B 2 ライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。ただし、クラブの同一性が認められ、特別の事情があり、理事会が事前に承認した場合にはこの限りではない。

第6条〔B 2 ライセンスの有効期間/取消し等〕

- (1) B 2 ライセンスの有効期間は、本交付規則によって交付される B 2 ライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) B 2 ライセンシーは、第7章に定める手続きにより、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。

第3章 ライセンス申請

第7条〔B 2 申請者〕

2024年11月末日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、2026－27シーズンのライセンスの B 2 申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブ（以下「B 3 クラブ」という）

第8条〔申請〕

- (1) B 2 ライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、B リーグに対して「2026 - 27シーズン B 2 ライセンス審査申請書」（B リーグが作成した様式（以下「B リーグ様式」という）を提出し、B 2 ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (2) B 2 ライセンスの交付を希望する者は、申請期日までに、申請料として10万円（税抜）を納付しなければならない。納付された申請料は、いかなる理由が

あっても返還することはない。

- (3) B 2 申請者は、申請取下げの書面を提出することによって、いつでも申請を取り下げることができるものとする。
- (4) B 2 申請者は、B 3 ライセンスを同時に申請したものとみなす。

第 9 条〔申請書類〕

B 2 申請者は、第 6 章に定める審査のために必要な資料（以下「ライセンス審査資料」）を、同章に定める提出期限までに B リーグに提出しなければならない。

第 4 章 審査機関

第 10 条〔審査機関〕

B 2 申請者に対する B 2 ライセンスの交付の可否ならびに B 2 ライセンシーに対する B 2 ライセンスの取消または制裁の要否および内容についての審査（以下「ライセンス審査」という）及び決定は、理事会が行う。B リーグは、当該業務を補助するために、B リーグ内に以下の機関または人員を設置または配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス審査会

第 11 条〔ライセンスマネージャー〕

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① ライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② B 2 申請者および B 2 ライセンシーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス審査申請書の受付
 - ④ ライセンス審査資料の取りまとめ
 - ⑤ ライセンス審査のための調査
 - ⑥ ライセンス審査会の運営
 - ⑦ ライセンス交付後における B 2 ライセンシーの本交付規則の遵守状況の監視
- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、B 2 申請者または B 2 ライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B 2 申請者または B 2 ライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。

- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、B 2 申請者およびB 2 ライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、B 2 申請者およびB 2 ライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B 2 申請者、Bリーグに所属するクラブ、準加盟クラブ（以下「B 2 申請者等」という）またはB 2 ライセンシーと以下の関係にあってはならない。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該B 2 申請者等またはB 2 ライセンシーの役員であること
 - ② 当該B 2 申請者等もしくはB 2 ライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B 2 申請者等もしくはB 2 ライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B 2 申請者等もしくはB 2 ライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B 2 申請者等もしくはB 2 ライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第12条【ライセンス事務局】

- (1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、Bリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、B 2 申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、B 2 申請者またはB 2 ライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B 2 申請者またはB 2 ライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、B 2 申請者またはB 2 ライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第13条【ライセンス審査会】

- (1) ライセンス審査会は、チェアマンと専門知識をもった4名以上の者から構成されるものとし、議長はチェアマンが行うものとする。
- (2) ライセンス審査会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとし、チェアマンを除く構成員はBリーグ理事会が選任する。
- (3) チェアマンを除くライセンス審査会の構成員の任期は1年とし、8期まで再

選されることができる。

- (4) ライセンス審査会は、第6章に定める審査基準の充足状況およびB2ライセンスの取消しまたは制裁について審査を行い、その結果について原案を作成し理事会に提出する。
- (5) ライセンス審査会は、審査において必要が生じた場合、B2申請者またはB2ライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、B2申請者の関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (6) ライセンス審査会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、B2申請者またはB2ライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (7) ライセンス審査会の構成員は、B2申請者およびB2ライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、B2申請者等またはB2ライセンシーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該B2申請者等またはB2ライセンシーの役職員であること
 - ② 当該B2申請者等もしくはB2ライセンシーの株主またはその役職員であること
 - ③ 当該B2申請者等もしくはB2ライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
 - ④ 当該B2申請者等もしくはB2ライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
 - ⑤ 当該B2申請者等もしくはB2ライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第14条〔B2ライセンス審査〕

- (1) 第8条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてB2申請者に対して、ライセンス審査資料の修正、追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施する。
- (2) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請書類および調査の結果を取りまとめ、ライセンス審査会に提出する。
- (3) ライセンス審査会は、前項の資料および前条第5項に定める調査結果に基づき、ライセンス審査基準の充足状況を審査し、その結果についての原案を作成して、原則として2025年4月末までに開催される理事会に提出する。

- (4) 理事会は、B 2 ライセンス交付の可否について最終決定をする。理事会は、ライセンス審査会の原案に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。なお、当該理事会決議には、B 2 申請者等の役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

第15条〔ライセンス交付数〕

交付する B 2 ライセンスの数は、上限を設けないものとする。

第16条〔決定内容の通知〕

第14条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否が決定した場合には、原則として7日以内に、ライセンスマネージャーは B 2 申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 ライセンス審査基準

第17条〔ライセンス審査資料〕

- (1) 第18条から第28条までに規定するライセンス審査資料は、2024年11月末日（以下「審査資料提出期限」という）または別途期限が定められている場合にはその期限までに提出されなければならない、かつ正確でなければならない。
- (2) B 2 申請者は、ライセンス審査資料の提出期限の延長を希望する場合には、その理由を添えて、原則として提出期限の3日前までにライセンスマネージャーに期限の延長の申請をしなければならない。ライセンスマネージャーは、当該理由が合理的であると判断した場合には、審査のスケジュールに影響をおよぼさない範囲で延長を決定できるものとする。

第18条〔ホームアリーナ基準〕

- (1) B 2 申請者は、申請期日時点において、公式試合の試合開催に利用することができ、別途定める「ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B 2用（以下「検査要項」という）」の条件を充足したアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を次条で定めるところにより確保していなければならない。なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- (2) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
- ① ホームアリーナ検査表（B リーグ様式）

- ② 検査要項で定める提出書類
- ③ 特別な取扱いを決定する為の資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第19条〔ホームアリーナ使用基準〕

- (1) B 2 申請者は、B リーグ公式試合を、ホームアリーナで60%以上開催できるよう、ホームアリーナの使用を確保しなければならない。

なお、震災や事故等、アリーナの新設計画や改修計画がある場合または国際大会等が開催される場合など理事会がやむを得ない事情がある場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。
- (2) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 施設所有者または施設管理者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてB リーグ様式）

第20条〔入場者数基準〕

- (1) B 2 申請者は、B リーグ規約第34条第1項1号および第2号に規定するホームゲームの公式試合において、平均入場者数2,400名以上でなければならない。ただし、B 2 申請者が第2項に定める対象シーズンにおいて一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（以下「B 3 リーグ」という）に所属していた場合には、当該シーズンはB 3 リーグが定めるB 3 リーグ規約第28条第1項第1号に規定するホームゲームの公式試合の平均入場者数で判定を行うものとする。
- (2) 前項の判定対象となるシーズンは、2023-24シーズンとする。また、B2ライセンス交付された場合において、2024-25シーズンが前項の基準が充足しなかったときは、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。
- (3) 入場者数のカウント方法は、B リーグ規約に第41条の2定められた方法によるものとする。なお、入場者数について誤謬または虚偽の報告が認められた場合には、基準未充足または合理的に修正された入場者数で判定を行うものとする。また、B 3 リーグ戦において入場数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合には、当該B 2 申請者に対してB リーグ規約第122条の制裁が科される可能性がある。
- (4) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 判定対象シーズンにB リーグに所属していたB 2 申請者B リーグ規約第41条の2条に定められた提出書類により判定を行うため、提出不要とする。
 - ② 判定対象シーズンにB 3 リーグに所属していたB 2 申請者

- a ホームゲームの各試合の入場者数
- b 入場者数のカウントに誤謬または虚偽の報告が認められた場合、Bリーグ規約に基づき制裁が科され得ることについての同意書

第21条 [売上高基準]

- (1) B 2 申請者は、B 2 申請者の対象事業年度にかかる計算書類および決算見込みにおいて、4 億円以上の売上高(税抜)を計上していなければならない。なお、対象事業年度の決算見込みの決算が確定した結果、本基準を充足しなかった場合には、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。また、当該売上高の50%超は、バスケ関連事業でなければならない。
- (2) 前項の対象事業年度は、2023年度の決算(例：2024年6月期)および2024年度(例：2025年6月期)の決算見込みとする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合、決算期変更などにより事業年度が1年未満または1年を超える場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。
- (3) 第1項のバスケ関連事業とは、プロバスケットボール興行およびこれに付随する事業(プロチームの運営・興行事業、MD事業、スクール事業、会場内飲食事業等)ならびにこれらに関連して保有または管理する資産もしくは権利を有効活用する事業とする(例：アリーナ事業、メディア事業、クラブライセンスを伴う事業等)。なお、バスケ関連事業に該当するか否かの判定は、ライセンス審査会が行うものとする。
- (4) B 2 申請者は、対象事業年度の以下のライセンス審査資料を、別途ライセンスマネージャーが指定する期限までに提出しなければならない。
 - ① 決算見込み
 - ② 計算書類等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)
 - ③ 法人税確定申告書一式(別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て)
 - ④ 勘定科目明細(第3号で勘定科目内訳書が含まれている場合は不要)
 - ⑤ 損益実績表(Bリーグ指定様式)
 - ⑥ 第3項を判定する為の資料(ライセンスマネージャーが別途指示する)

第22条 [利益基準]

- (1) B2申請者は、次項に定めるいずれかの対象期間の計算書類において、3期連続で当期純損失を計上または3期連続で当期純損失を計上する見込みの場合は、本基準は充足しないものとする。なお、対象期間の決算見込みの決算が確定した結果、本基準を充足しなかった場合には、交付されたライセンスが取消され

または制裁を科され得る。

- (2) 前項の対象期間は、2023年度、2022年度、2021年度（例：2024年6月期、2023年6月期、2022年6月期）の3事業年度、および2024年度見込み、2023年度、2022年度（例：2025年6月期見込み、2024年6月期、2023年6月期）の3事業年度とする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第23条〔純資産基準〕

- (1) B2申請者は、B2申請者の計算書類および決算見込みにおいて、債務超過であってはならない。ただし、ユースチームやスクールを運営する法人などB2申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、計算書類を合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。なお、判定対象年度の決算見込みの決算が確定した結果、本基準を充足しなかった場合には、交付されたライセンスが取消されまたは制裁を科され得る。
- (2) 前項の対象事業年度は、2023年度（例：2024年6月末）および2024年度（例：2025年6月末）の見込みとする。ただし、事業年度が7月2日以降から12月31日までの間に開始する場合または決算期変更などにより事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。

第24条〔資金繰り基準〕

- (1) B2申請者は、審査資料提出期限から少なくとも1年間、資金繰りが安定していることを合理的に説明できなければならない。なお、ユースチームやスクールを運営する法人などB2申請者の財務状況に重要な影響を与える可能性がある法人が存在し、当該法人を考慮して判定行うことが適切であるとライセンス審査会が判断した場合には、当該法人の資金繰りを合算するなど合理的な方法で判定を行うものとする。
- (2) B2申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
- ① 審査資料提出期限の前1年間の資金繰り実績表
 - ② 審査資料提出期限の後1年間の資金繰り予測表
 - ③ 資金提供の確約書等の前号の根拠資料（ライセンスマネージャーが別途指示する）

第25条〔ユースチーム基準〕

- (1) B2申請者は、「U15チーム規程」および「U18チーム規程」に基づき、ライセ

ンス対象シーズンが開始する前までにB. LEAGUE U15チームおよびB. LEAGUE U18チームを保有し、適切に運営することを確約しなければならない。なお、「U15チーム規程」または「U18チーム規程」に違反した場合には、当該規程またはBリーグ規約に基づき制裁が科され得る。

- (2) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 確約書

第26条 [組織基準]

- (1) B 2 申請者は、株式会社として法人格を有していなければならない、取締役会設置会社でなければならない。

- (2) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

① 履歴事項全部証明書（審査資料提出期限より 3 カ月前以内に発行されたもの）

第27条 [人事基準]

- (1) B 2 申請者は、B リーグが別途指定する研修および会議に出席し、B リーグに適格性を認められた、以下各号の担当者を置いていなければならない。また、フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないがアルバイトは除く））は13名（代表取締役含む）以上とし、以下各号の担当者は代表取締役が担当することはできず（第 7 号は除く）、特段の記載がある場合を除き兼務することはできない。ただし、第 8 号および第 9 号については、2026-27 シーズン開幕当初までに当該者（コーチ講習会の受講が終了し、ライセンスの取得が出来る見込みの者を含む）を置くことの確約書を提出することで足りるものとする。

① ライセンス担当者（②⑦との兼務可）

② 財務担当者（①⑦との兼務可、常勤）

③ 運営・セキュリティ担当者（⑦との兼務可、2 名以上）

④ 広報担当者（⑦との兼務可、2 名以上）

⑤ マーケティング担当者（⑦との兼務可、2 名以上）

⑥ 法人営業担当者（⑦との兼務可、2 名以上）

⑦ コンプライアンス担当者（前各号との兼務可、2 名以上かつ 1 名は常勤の取締役または執行役員）

⑧ ヘッドコーチ（A 級以上のライセンス保有者）

⑨ アシスタントコーチ（B 級以上のライセンス保有者）

- (2) B 2 申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・

相談のできる日本国医師免許を保有している医師を、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、1名以上置かなければならない。

- (3) B2申請者は、ライセンス対象シーズンが開始する前までに、ホームゲームの運営に際し安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。
- (4) B2申請者は、以下のライセンス審査資料（審査資料提出期限より3カ月前以内の基準日を設けて記載したもの）を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。
 - ① 会社概要表（Bリーグ様式）
 - ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
 - ③ 役員一覧表（書式自由）
 - ④ 従業員一覧表（書式自由）
 - ⑤ 組織図（書式自由）
 - ⑥ 第2項および第3項を充足していることを証明する資料（例：契約書）
 - ⑦ 確約書（第1項第8号、第9号、第2項および第3項に関するもの）

第28条〔クロスオーナー等禁止基準〕

- (1) B2申請者は、八百長およびその疑いが生じることを防止する目的で、他のBリーグ会員（2026-27シーズンB1ライセンスを含む）、B2申請者およびB3申請者（以下「他のクラブ」という）と以下各号のような同一の者による支配関係等があってはならない。また、これに限らず、本条の目的に重大な支障をきたす恐れがあると判断できる状況にある場合には、本基準は充足していないものとみなす。なお、本基準という支配会社とは、直接と間接と問わず、自己（その被支配会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人ならびに取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数または代表取締役（一般社団法人にあっては代表理事）を派遣している会社・法人をいい、被支配会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。
 - ① B2申請者ならびにB2申請者の支配会社およびその被支配会社（但し、B2申請者を除く）（以下総称して「支配会社等」という）の役員および職員が、他のクラブの役員または職員を兼務していないこと
 - ② B2申請者およびB2申請者の支配会社等の役員および職員が、他のクラブの支配会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと
 - ③ B2申請者およびB2申請者の支配会社等の役員または職員が、他のクラブの支配会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めてい

ないこと

- ④ B 2 申請者は、B リーグ規約第26条第4項から第7項までに違反していないこと

- ⑤ B 2 申請者の役員および職員は、B リーグ規約第27条第2項に違反していないこと

- ⑥ B 2 申請者の議決権の総数の50%超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはB 2 申請者の支配会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの支配会社の議決権の総数の50%超を保有していないこと

- (2) B 2 申請者は、以下のライセンス審査資料を、審査資料提出期限までにライセンス事務局に提出しなければならない。

- ① 宣言書（Bリーグ様式）
- ② 支配関係図（書式自由）
- ③ 株主一覧表（書式自由）

第7章 取消し・制裁

第29条〔ライセンスの取消し・制裁〕

- (1) B 2 ライセンス交付後、B 2 ライセンシーが以下に該当すると判断された場合には、交付されたB 2 ライセンスの取消しまたは制裁が科され得る。

- ① 第3条第2項の遵守義務に違反していることが判明した場合
- ② 資金繰りに重要な懸念があり、短期的な回復が合理的に見込めない状況となった場合
- ③ 第19条〔ホームアリーナ使用基準〕の規定により提出されたホームアリーナ使用確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合
- ④ 第20条〔入場者数基準〕において、2024-25シーズンが基準未充足であった場合
- ⑤ 第21条〔売上高基準〕、第22条〔利益基準〕および第23条〔純資産基準〕において、判定対象年度の決算見込みの決算が確定した結果、当該基準を充足しなかった場合
- ⑥ 第25条〔ユースチーム基準〕および第27条〔人事基準〕の規定により提出された確約書に記載された事項が、履行されないまたは履行することが著しく困難であると判断される状況となった場合
- ⑦ 第28条〔クロスオーナー等禁止基準〕に違反していることが明らかになった場合

- ⑧ B 2 ライセンシーまたは第三者が B 2 ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき
 - ⑨ B 2 ライセンシーが解散したとき
 - ⑩ B リーグ定款に基づき B 2 ライセンシーが除名処分となったとき
- (2) 前項に該当するか否かの審査および該当する場合のライセンスの取消または制裁の内容の審査は、ライセンス審査会が行い、その審査結果は理事会に提出され理事会が最終決定を行うものとする。理事会は、ライセンス審査会の審査結果に拘束されるものではないが十分に尊重しなければならない。
 - (3) 前項の理事会の決議には、B リーグに所属するクラブの役員および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。
 - (4) ライセンス審査会は、審査を行うにあたり、原則として当該 B 2 ライセンシーに対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、当該 B 2 ライセンシーの同意がある場合もしくは当該 B 2 ライセンシーが事情聴取等を拒否、無断欠席した場合または書面の提出がなかった場合には、この限りではない。
 - (5) 前項の規定にかかわらず、当該 B 2 ライセンシーに科せられる制裁の内容が、次項第 1 号から第 3 号の場合には、事情聴取に代えて、当該 B 2 ライセンシーに対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りるものとする。
 - (6) B 2 ライセンシーに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - ① けん責
 - ② 戒告
 - ③ 改善報告書の提出
 - ④ 第27条に定める担当者からの除外
 - ⑤ 罰金（5 千万円を上限とする）

第 8 章 雑 則

第30条〔本規則に定めのない事項〕

本交付規則に規定されていない事項については、理事会が決定する。

第31条〔改 正〕

本交付規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第32条〔施 行〕

本交付規則は、2023年10月 1 日から施行する。